鳥取県議会告示第４号

平成18年鳥取県議会告示第１号（鳥取県議会事務局組織規程の一部改正について）の一部を次のように改正する。

平成19年３月30日

鳥取県議会議長　山　　根　　英　　明

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則 （施行期日） １　略 （経過措置） ２　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第５項、第６項、第９項又は第10項の規定の適用を受ける職員の職については、主査にあっては平成19年３月31日まで、主任にあっては平成20年３月31日までの間、この告示による改正後の鳥取県議会事務局組織規程第５条及び第６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附　則 （施行期日） １　略 （経過措置） ２　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第５項、第６項、第10項又は第11項の規定の適用を受ける職員の職については、主査にあっては平成19年３月31日まで、主任にあっては平成20年３月31日までの間、この告示による改正後の鳥取県議会事務局組織規程第５条及び第６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。